（禁止命令等有効期間延長処分に係る通知の書面）

第九条　法第五条第十項において準用する同条第七項の規定による通知は、別記様式第七号の通知書により行うものとする。

（命令等の送達に係る書類）

第十条　法第五条第十一項の国家公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一　法第五条第一項又は第三項の規定による禁止命令等（以下「禁止命令等」という。）　別記様式第八号の禁止等命令書

二　法第五条第九項の規定による禁止命令等の有効期間の延長の処分（以下「禁止命令等有効期間延長処分」という。）　別記様式第九号の禁止命令等有効期間延長処分書

（書類の送達）

第十一条　法第五条第十一項の規定により送達する書類は、交付送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下この条において同じ。）に送達するものとする。ただし、交付送達により送達することができないやむを得ない事情があるときは、郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項に規定する信書便による送達により、その送達を受けるべき者の住所又は居所に送達することができる。

（交付送達）

第十二条　交付送達は、警察職員が、前条の規定により送達すべき場所において、その送達を受けるべき者に書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

2　次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときであって、送達を受けるべき者に書類を交付しないで当該書類を送達すべき差し迫った必要があるときは、交付送達は、前項の規定による交付に代え、それぞれ当該各号に定める行為により行うことができる。

一　送達すべき場所において書類の送達を受けるべき者に出会わない場合　その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまえのあるものに書類を交付すること。

二　書類の送達を受けるべき者その他前号に規定する者が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合　送達すべき場所に書類を差し置くこと。

（公示送達の方法）

第十三条　法第十五条及びストーカー行為等の規制等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百六十七号）第五条の規定により方面公安委員会が行う禁止命令等又は禁止命令等有効期間延長処分に係る法第五条第十二項の規定による公示送達については、法第五条第十三項の規定による掲示は、当該方面公安委員会の掲示板において行うものとする。

（援助の申出の受理）

第十四条　［略］

（禁止命令等有効期間延長処分に係る通知の書面）

第十一条　法第五条第十項において準用する同条第七項の規定による通知は、別記様式第九号の通知書により行うものとする。

［条を加える。］

［条を加える。］

［条を加える。］

（援助の申出の受理）

第十二条　［同上］